

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
25年 第1号	25.2.14	<p>事故調査文書開示に関する請願</p> <p><b>【請願主旨】</b></p> <p>平成25年1月29日付で、茨城県警察本部総務課情報公開係から開示決定通知がなされ、開示請求を求めた私に後日郵送された文書について、改善するよう請願する。</p> <p>当該文書は、私の母が自転車で買い物に行きその帰途、転倒し頭部を強打。側溝にはまり水を飲み溺れ死因は窒息死と判定されている。母は県民交通災害共済に加入していたため、長男の私（請願者）が共済見舞金申請のため、交通事故証明書が必要となり取手警察署に事故証明を申請に行った。ところが、本件は交通課の扱いではなく、刑事課扱いで変死とされていた。</p> <p>取手警察署の公式文書、「死体（変死体）発見報告書」には、老婆変死事案として死因、溺水による窒息死と記されている。</p> <p>県民交通災害共済では、自転車の転倒、転落等による死亡事故の場合100万円の見舞金が加入者に支払われるが、交通事故ではないと判定され、事故証明が出ない本件では見舞金はもらえない。</p> <p>納得できない私は、後日、取手警察署に何故、交通事故ではなく変死なのか、その理由を糾しに行った。</p> <p>交通課長は、「このケース、交通課扱いならば事故証明は出せるが、刑事課扱いなので事故証明は出せない。」と言われた。また、刑事課では何故変死となったのか明確な理由は聞けなかった。</p> <p>つまり、取手警察署の見解は交通課と刑事課で異なり不信の念を持った。</p> <p>一般的に、交通事故による死因には、出血性ショック死・焼死・溺死・頭蓋骨陥没等による死・内臓破裂等による死亡</p>	個人	細 谷 典 男	文教警察	不採択

	<p>など様々なケースがある。先日の笹子トンネルの事故では焼死である。また、福岡では泥酔者に追突され、車ごと橋から海に転落し一家5人が亡くなった。この痛ましい事故は溺死である。</p> <p>そこで、何故、私の母の場合は、交通事故ではなく変死と判定されたのか、その理由を知るために「事故調査文書」を取り寄せ、内容を吟味するために当事者である私が茨城県警察本部に事故調査文書開示を申請した。</p> <p>そして、県警本部から送られてきた文書は、「死体（変死体）発見報告書」以外の25ページ全てが墨で塗りつぶされていた。</p> <p>これでは、文書開示請求の意味が全くない。 何故開示出来ないのか。 県警本部から開示できない理由を示した書面には以下のように書かれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報の保護に関するもの。</li> <li>2 犯罪捜査等における死体の検視及び見分に係る具体的手法、技術、着眼点等が記載されており、これらが公になると、犯罪行為者又は、犯罪企図者等に有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅等を容易ならしめるなど、捜査活動に支障を及ぼす恐れがあるため。</li> </ol> <p>本件の事案は、老婆が自転車で転倒し、頭部を強打。運悪く側溝に落ち溺水し窒息死した大変単純な事故といえる。 これを犯罪捜査と結び付ける県警本部の見解は全く理解できない。</p> <p>公務員が通常の公務、交通事故処理をしたのに過ぎず、その事故調査文書が犯罪者又は犯罪企図者に悪用されるとは、全く考えられない。また偽装工作や証拠隠滅等、今後の捜査活動に支障を及ぼすことも、あり得ない。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報に係る以外の情報の塗りつぶしを外すこと。</li> <li>2 変死と判断した理由が書かれた文書の塗りつぶしを外</li> </ol>				
--	---	--	--	--	--

		<p>すこと。</p> <p>3 目撃者（個人名等は除く）証言が書かれた文章の塗りつぶしを外すこと。</p> <p>4 事故現場の見取り図や写真の塗りつぶしを外すこと。</p> <p>以上県民の知る権利を尊重し、速やかに情報開示することを求める。</p> <p>私は、警察の不可解な行為により、得べかりし利益、共済の見舞金がもらえない。</p> <p>また、母が変死扱いされ大変困惑している。</p> <p>茨城県警察本部は、県民の生命財産、安心・安全を守る本来の使命を果たし、本件のように県民を傷つけたり、不幸にさせることのないよう、今後、信頼される警察として県民の負託に真摯に取り組んで戴きたい。</p>				
--	--	--	--	--	--	--